

国民体育大会における国籍条項撤廃条項に関する歴史的研究

－ 1970 年から 2006 年までの経緯に着目して －

小林 晃一（筑波大学）

1. 目的

本研究の目的は、国民体育大会（以下、国体）への外国人参加が実現された歴史的経緯について、政府や日本体育協会（現日本スポーツ協会）など関係諸機関の史資料をもとに明らかにすることであった。特に、「国籍条項」の撤廃に関する議論と関連する施策の過程に着目し、その背景にあった在留外国人政策をふまえつつ、史料実証的に分析した。

2. 研究方法

日本スポーツ協会資料室の協力を得て、当時の一次史料としての『国体委員会議事録』と国会の『会議録』を入手し、1970 年から 2006 年までの国体における国籍条項撤廃に関連する記事を網羅的に調査・分析した。さらに国会図書館デジタルアーカイブス、各新聞社の検索エンジン・データベースや、歴代の国民体育大会関連資料を用い、一次史料と報道された内容を照らしながら論述を行った。

3. 結果と考察

各章の小括を以下に整理する。

1) 国籍条項撤廃の機運による国体への影響

1946 年の国体開催当初、参加資格は日本国籍を有する者に限られていたが、在日外国人や関係諸団体の活動を通じて次第に国籍差別撤廃の機運が高まり、行政や立法府における国籍関連の議論を呼んだ。当面の大幅な改定は見送られたものの、1970 年代後半になるとさらにその要望が高まり、結果的に 1981 年には「教育的配慮」という名目で国籍条項改訂に至り、いわゆる外国人学生から、後に社会人の参加が可能になるまで規制が緩和されていった。

2) 在留外国人政策としての国体

その後国体は、社会一般のグローバル化の流れに伴い、高校年代の留学生や永住者の子弟をはじめ、在留外国人にスポーツの機会を提供する政策的な役割を担ってきた。その一方で、ときに大会時の留学生の過度な起用が問題視され、競技の公平性を確保することを念頭に規定が改訂されるなど、その参加条件に関する見直しも行われてきた。さらに 2003 年以降の改革では、国籍条項や入管法の影響で参加資格がさらに複雑化したことも明らかとなった。

4. 結論

以上の点を総合的に検討すると、国体における国籍条項撤廃は、在日外国人による運動や背景にあった社会・国際情勢の変化によって長い年月をかけて実現されたことが明らかとなった。ただしその過程については、いわゆる在留外国人に対するスポーツ機会保障という単純なコンテクストによるものだけでなく、時には留学生枠数をめぐる揺り戻しのような議論もあったことにも目を向けながら、史料実証的に認識する必要があると考えられる。現在、岐路に立った国体は、その歴史においても常にその「内」と「外」の在り方を問い続け（問われ続け）ながら現在に至っているのである。

5. 主な参考文献

- 1) 権学俊, 国民体育大会の研究: ナショナルリズムとスポーツ・イベント, pp. 54-74, 148-171, 青木書店, 2006 年.
- 2) 日本体育協会, 国民体育大会 50 年のあゆみ, pp. 306-307, pp. 425-43, 1998 年.